

平成20年4月1日より 秋田県は「水と緑の森づくり税」 による取り組みをスタートします

◎導入の目的

森林は、地球温暖化の防止や県土の保全、水や空気をきれいにするなど、私たちが安全に安心して暮らす上で欠くことのできない、大切な働きを持っています。

その森林を県民共有の財産として守り育て、将来に引き継いでいくため、その恩恵を受けている県民の皆さまに広く負担をお願いし、それを財源として森林環境保全の取り組みを重点的に進めていきます。



税のしくみ

納める方は？

住民税（県民税均等割）の納税義務者と同じです。

- 個人…1月1日に県内に住所がある方、県内に家屋敷などを持っている方
- 法人…県内に事務所などを持っている法人

納める額は？

- 個人…年800円
- 法人…法人県民税均等割額の8%相当額（1,600円～64,000円）
資本金などの額により次の額となります。

資本金 などの額	1千万円以下	1千万円超 1億円以下	1億円超 10億円以下	10億円超 50億円以下	50億円超
税額	1,600円	4,000円	10,400円	43,200円	64,000円

納める時期や方法は？

平成20年度から住民税といっしょに納めていただきます。

いつまで続くの？

5年をめどに制度の見直しを行います。

税の管理は？

納められた税金は、他の税金と区分するため、基金を設置して管理し、森林環境の保全のための取り組みを実施します。

税の使い道は？

主に次の取り組みを実施します。（税込：年間約4億8千万円）

- ①生育の思わしくないスギ人工林を針広混交林へ誘導します。
- ②枯れたマツ林の伐採と植林を行います。
- ③身近な里山林の保全・活用を図る取り組みを行います。
- ④森林環境教育やボランティア活動の支援など、県民参加の森づくりを行います。

◎詳細については、県水と緑推進課のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.akita.lg.jp/mizutomidori/>

秋田県水と緑の森づくり税

検索

【お問い合わせ先】 県水と緑推進課 TEL018-860-1750

FAX018-860-3838 Eメールforest-p@pref.akita.lg.jp